

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第44号

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年総社市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、総社市小児医療費給付条例（平成17年総社市条例第133号）第4条の小児医療費の給付に関する事務又は同条例第6条第1項の受給資格者証の交付の申請若しくは同条例第11条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、総社市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成17年総社市条例第135号）第4条のひとり親家庭等医療費の給付に関する事務又は同条例第5条第1項の受給資格者証の交付の申請若しくは同条例第12条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、総社市心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）第4条の心身障害者医療費の給付又は同条例第5条に規定する受給資格の登録の申請若しくは同条例第12条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、総社市就学援助規則（平成22年総社市教育委員会規則第1号）第5条の就学援助費の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の1の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 総社市小児医療費給付条例第4条の小児医療費の給付に関する事務 当該医療費の給付に係る小児（総社市小児医療費給付条例第2条第1項の小児をいう。以下この項において同じ。）に係る国民健康保険法による保険給付に関する情報

(2) 総社市小児医療費給付条例第6条第1項の受給資格者証の交付の申請又は同条例第11条の届出（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る小児又は保護者に係る国民健康保険の被保険者（国民健康保険法第5条に規定する国民健康保険の被保険者をいう。）の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者情報」という。）

- イ 当該申請に係る小児又は保護者に係る住民票に記載された情報（以下「住民票情報」という。）
 - ウ 当該申請等に係る小児の属する世帯の世帯員に係る市町村民税に関する情報（以下「市町村民税情報」という。）
 - エ 当該申請等に係る保護者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
 - オ 当該申請等に係る小児又は保護者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更，同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
 - カ 当該申請等に係る小児又は保護者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 総社市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条のひとり親家庭等医療費の給付に関する事務 当該医療費の支給に係る対象者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
 - (2) 総社市ひとり親家庭等医療費給付条例第5条第1項の受給資格証の交付の申請又は同条例第12条の届出（以下この号において「申請等」という。）の審査に関する事務 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者情報，後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者をいう。）の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。），小児医療費の給付に関する情報（以下「小児医療費給付関係情報」という。），心身障害者医療費の給付に関する情報，住民票情報，市町村民税情報，児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。），生活保護実施関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 総社市中心身障害者医療費給付条例第4条の心身障害者医療費の給付に関する事務 当該医療費の支給に係る対象者に係る医療保険給付関係情報
 - (2) 総社市中心身障害者医療費給付条例第5条の受給資格証の交付の申請又は同条例第11条の届出（以下この号において「申請等」という。）の審査に関する事務 当該申請等に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格情報，後期高齢者医療被保険者資格情報，小児医療費給付関係情報，ひとり親家庭等医療費の給付に関する情報，住民票情報，市町村民税情報，児童扶養手当関係情報，生活保護実施関係情報，中国残留邦人等支援給付実施関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第55条第1項の身体障害者手帳の交付，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保険福祉手帳の交付又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
- 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は，生活保護法第十九条第一項に準じて行う保護の実施に関する事務，生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務，生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務，生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務，及び生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務（以下，「生活保護実施関係事務」という。）とし，同項の規則で定める情報は，次に掲げる情報とする。
- (1) 要保護者である外国人又は被保護者であった外国人（以下「要保護者等」という。）に係る医療保険給付関係情報

- (2) 要保護者等に係る市町村民税情報
- (3) 要保護者等に係る児童手当関係情報
- (4) 要保護者等に係る児童扶養手当関係情報
- (5) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1項の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療費の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (9) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- (10) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦並びに寡婦福祉法第13条第1項，第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- (11) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (12) 要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (13) 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
- (14) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
（条例別表第3に定める事務及び情報）

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は，総社市就学援助規則第5条の申請に係る事実についての審査に関する事務とし，同項の規則で定める情報は，当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票情報，市町村民税情報，児童扶養手当関係情報，生活保護実施関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は，生活保護実施関係事務とし，同項の規則で定める情報は，要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，平成28年1月1日から施行する。